

監事会細則

宮川下流漁業協同組合

宮川下流漁業協同監事会細則

1. 開催・招集

- (1) 監事会は、原則として年 2 回開催する。ただし、必要あるときは随時開催する。
- (2) 監事会は、代表監事がこれを招集する。各監事は、代表監事に対して監事会の招集を請求することが出来る。
- (3) 前項後段の請求があるにも拘らず、代表監事が監事会の招集の通知をしないときはその請求をした監事は監事会を招集することができる。
- (4) 監事会を招集するためには、会日の 1 週間前までに各監事に招集通知を発するものとする。ただし、監事全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができる。
- (5) 監事会は、監事の過半数の出席によって成立する。

2. 監事会の議事運営

- (1) 監事会の議長は、代表監事がこれにあたる。議長に事故あるときは、あらかじめ監事会で定めた順序により他の監事がこれにあたる。
- (2) 監事会において決定する場合には、原則として全員一致となるよう充分審議を尽くすものとする。ただし監事監査細則の作成又は変更に係る決定については、監事全員の同意を要するものとする。

3. 理事等の出席

- (1) 監事会は、必要に応じて理事その他の者の出席を求め、報告を受けることができる。

4. 監事会の決定・協議・報告事項

- (1) 監事会は、次の各号に掲げる事項を決定する。
 - ① 監査に関する諸規則及び監査計画の作成又は変更
 - ② 監査の方針、調査の方法、監査の実務に当たっての分担等職務の執行に関する事項
 - ③ 代表監事の選任
- (2) 監事は、次の各号に掲げる事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監事会において協議する。
 - ① 理事会に対する報告、理事会の招集請求及び総会の招集

- ② 総会提出の議案及び書類に関する意見報告
 - ③ 理事の行為に対する差止め請求
 - ④ 訴訟における代表に関する事項
- (3) 監事は次の各号に掲げる事項について監事会に報告する。
- ① 自らの職務の執行状況
 - ② 理事その他の者から報告を受けた事項

5. 監事会の議事録

監事会の議事について議事録を作成し、出席した監事がこれに署名又は記名押印するものとする。

6. 事務局の設置

監事会の運営に関する事務を処理するために、事務局を置く。

7. 制定・改廃

本規則の制定・改廃は、監事会の議によって行なう。

8. 附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。